

あなたの家は 大丈夫ですか

会場・中新田コミセン

2月23日土「木造住宅耐震相談」を実施

たくさんの人命が失われ、大きな被害をもたらした「阪神・淡路大震災」から間もなく7年

です。すでに過去の出来事と感じている方も多いと思います。

しかし、この間も大きな地震が発生し、中でも鳥取県西部地震や芸予地震などでは多くの建物が損傷する被害を受けました。

海老名市も、近い将来発生するといわれる東海地震や県西部地震などにより、建物倒壊など多くの被害を受けると予想されています。特に建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年6月以前に建てられた建物に被害が集中するといわれています。

このため、市では「木造住宅耐震相談」を実施します。専門相談員が個別に相談に応じます。

○A様式Ⅱ申告する所得が給与所得や年金などの雑所得、配当所得、一時所得だけの方（給与所得者で医療費控除を受ける方や年金収入のある方など）

○B様式Ⅱ事業所得や不動産所得のある方などですが、所得申告書が別表になりました。

○A様式Ⅰ申告する所得が給与所得や年金などの雑所得、配当所得、一時所得だけの方（給与所得者で医療費控除を受ける方や年金収入のある方など）

○B様式Ⅰ事業所得や不動産所得のある方などですが、所得申告書が別表になりました。

●申告期間 休日・時間外、郵送も提出できます

※申し込んだ方には、前日までに会場案内図と「聞き取り調査書」を送付します。なお当日は、建築確認通知書を持参してください。お持ちでない方は、パンフレット「地震にそなえてマイホームの点検」を送付します。

※申し込んだ方には、前日までに会場案内図と「聞き取り調査書」を送付します。なお当日は、建築確認通知書を持参してください。お持ちでない方は、パンフレット「地震にそなえてマイホームの点検」を送付します。

所得税の還付申告お早めに

大和税務署(☎262-9240)で受付スタート



「上」所得税の確定申告書Aと「下」はA様式用の確定申告の手引き

A・B様式の2種類 A4サイズで見やすく

①確定申告書

今月から、確定申告書が新しくなりました。新様式は、「A、B様式」の2種類に、記載欄はA4サイズの「第一表、第二表」の2枚に整理され、大きく見やすくなりました。また、分離課税申告書と損失申告書、修正申告書が別表になりました。

②確定申告の手引き

また、申告書の記入方法がわかった「確定申告の手引き」も新しくA、B様式それぞれ専用の「手引き」となりました。申告書に記載する金額の計算をわかりやすくするため、計算コートを設けました。

還付申告書の書き方などは、国税庁のホームページにも掲載されています。アドレスはhttp://www.taxanser.ntt.go.jpです。ぜひご利用ください。(1月下旬に利用開始)。

かる「確定申告の手引き」も新しくA、B様式それぞれ専用の「手引き」となりました。申告書に記載する金額の計算をわかりやすくするため、計算コートを設けました。

返付申告書の書き方などは、国税庁のホームページにも掲載されています。アドレスはhttp://www.taxanser.ntt.go.jpです。ぜひご利用ください。(1月下旬に利用開始)。

1月28日～2月1日 市役所で開催

●1月28日(月)、29日(火)

●2月1日(水)

●2月1日(木)

●2月1日(金)

●2月1日(土)

●2月1日(日)

●2月1日(月)

●2月1日(火)

●2月1日(水)

●2月1日(木)

●2月1日(金)

●2月1日(土)

●2月1日(日)

●2月1日(月)

●2月1日(火)